

令和8年度後期 みほ文化講座・美浦ゼミ 講師募集

令和8年度後期に行う「みほ文化講座」と「美浦ゼミ」の講師を募集します。原則、村内に居住または勤務する20歳以上の方ならどなたでも応募できます。

- ▶ **テーマ** 生涯学習に関することなら、原則すべて可能。
ただし、内容が以下の項目に該当するものは除く。
- ・特定の政党や宗教の宣伝目的
 - ・特定の企業や団体の宣伝または営利目的
 - ・上記以外で村教育委員会が不相当と認めるもの

▶ **期間** 令和8年10月～令和9年3月末日

▶ **会場** 美浦村中央公民館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設

▶ **募集締切** 6月16日(火)

※応募用紙は中央公民館に用意してあります。

※応募いただいた内容等を協議検討し、開設講座を選定のうえご連絡します。



みほ文化講座

自分の知識や特徴を生かし、他の人にも伝えたい方が講師となり開設する講座で、生涯学習課が企画し、支援するものです。

◇回数 10回以内

◇謝金 1開催日につき7,000円

美浦ゼミ

村民が自ら企画提案し、講師となり実施する学習会です。

◇回数 5回程度

※同一年度内で1講師1企画までとします。

◇謝金 1開催日につき3,000円

※ただし、講師が無償で美浦ゼミを行う場合は、この限りでない。

■申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-4451

児童手当に関するお知らせ ～児童手当を受給中の方へ～

▶ **現況届の提出は原則不要です。**

ただし、一部の方については提出が必要となり、対象となる方へは通知を送付します。提出がない場合には、8月支給分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶ **以下の①～⑥に該当するときは、子育て支援課へ届出が必要な場合があります。**

①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき

②受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)

③受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の氏名が変わったとき

④一緒に児童や児童の兄弟等を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童や児童の兄弟等を養育していた配偶者がいなくなったとき

⑤受給者の加入する年金が変わったとき(公務員になったときを含む)

⑥国内で児童や児童の兄弟等を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



■問合せ 子育て支援課 ☎029-885-0340(内)231・232